

平成30年 第3回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年3月12日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年3月12日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員 | 櫛 淵 武 重 | 2番委員 | 櫻 井 孝 司 | 3番委員 | 高 橋 俊 信 |
| 4番委員 | 高 橋 良 一 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 達 夫 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 高 橋 俊 一 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 12番委員 | 河 合 博 満 |
| 13番委員 | 小 池 正 明 | 14番委員 | 原 澤 幸 雄 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 16番委員 | 原 澤 孝 一 | 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 |
| 19番委員 | 高 橋 久 美 子 | | | | |
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事録署名委員
18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第10号 農用地利用集積計画に関する意見決定について
 - 議案第11号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知書について
- (2)制限除外の農地等異動通知書について
- (3)形質変更届の届出について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番委員高宮玉江・19番委員高橋久美子を指名し議事に入る。

それでは、議事に入ります。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を

お願いいたします。

事務局

それでは、1ページをお開きください。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について。

別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件3件。

次ページをお開きください。

◇（議案書・順次・朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、〇の〇〇さん所有の畑、〇の〇〇さんが一般住宅を建てたいという案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしく申し上げます。

農地法5条による申請事案について報告します。

3月3日、調査してきました。場所については、〇、地目、畑から宅地に変更ということで貸し借りで、借受人が〇〇さん、貸付人、〇〇さんという内容です。それで、転用目的が、遅滞なく実現するかということですが、設計図、見積書、それから借入先。借入先は、〇〇となっていて、許可後、直ちに実行されると思われます。

場所は、〇で、元の〇、〇のところ、昔の〇がありまして、そのすぐ上の右のところですね。今までに並び3軒、建物が建ちまして、最後残りの1区画というところです。

それで、申請面積は403㎡というのですが、駐車場を確保したり、家を建てたりで、適当な面積と思われます。

それから、周辺農地の営農条件支障の有無ということですが、とりあえず3面、北側、東側、南側については、道路で囲まれて、西側だけ宅地に面しているという状況の中で、南側、道路を挟んでその下、〇〇さん所有の畑、ソバをつくっている畑ですけれども、に隣接していますが、特に問題はないと思われます。ここが宅地になっても大丈夫と思われます。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

櫻井委員より報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

（「異議なし」の声）

なければ許可相当と決めます。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さんと〇〇が太陽光発電設備用地としての転用の案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。

3月4日、調査に行ってきました。

場所は、高速道路のインターチェンジのあるところで、もともとこの高速道路の工事のときに、谷というか窪地だったところを埋めてもらって、平らな土地が生まれた場所です。そして、現状はカヤが生えていて、年に2回ぐらい草刈りをするだけで、なかなか高齢のため耕作はできなかった状況の土地です。

賃借人、〇〇さんですが、工事費〇万余りということで、土地を借りて〇〇さんがやっていくという予定です。

その隣に、やはり太陽光をつくって、すぐ隣に1カ所、ここは畑だったところを雑種地に変更して、それで、もう少し東側にも、そこは山林だったところなんですけれども、造成して太陽光設備が2カ所でき上がっているところです。

そして、周辺農地という、やはりそんな場所なものですから、北側と南側に農地や畑があるんですけれども、どの人もなかなか耕作しきれなくて、草刈りして保管理的なことしかできないようなことになっています。

なので、ここが太陽光の設備になっても、一応農地ではあるんですけれども、それは支障はないと思われます。

そんなところなんですけれども、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

櫻井委員より報告いただきました。

この案件につき質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

17番委員

一つ伺っていいですか。

その隣接地の太陽光、ソーラーパネルもみんな〇〇さんなんですか。

2番委員

それは、業者は違うと思います、今までは。

17番委員

2カ所、別々ということですね。

2番委員

そうですね。

議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければ、許可相当としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、番号3番、〇〇さん所有の畑1筆、駐車場用地として〇〇さんに売買という案件です。

担当委員の説明をお願いします。

2番委員

同じく、2番、櫻井です。

3月5日、調査してきました。

場所については、〇ということで、県道がありまして、〇が1カ所ありまし

て、そのちょっと〇寄りを奥へ入ったところなのですが、そして、譲受人が〇〇さんということですが、今まで〇〇さんという方が家を建ててあったんですが、それを解体して新築して、ちょっと大き目の家になったので、前に駐車場、それから物置用地が欲しいということで、畑なのですが、そこを90㎡ばかり譲ってもらえないかということで、今まで譲渡人の〇〇さんは耕作しきれないので、そこへ柿だとかクリを植えて収穫していたという状況なんですけれども、もう新築の家は仕上がってしまっていて、許可後、すぐにでも駐車場にしたいという状況であります。

あと、面積については90㎡ということで、車2台分とちょっとした物置を建てたいということなので、適当かと思われます。

周辺の農地の営農条件への支障の有無ですが、北側と東側が農地、畑で西と南は宅地、駐車場として使う分には何ら支障はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま櫻井委員より報告いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

特別意見がなければ、許可相当とすることとしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決めます。

続きまして、議案第10号農用地利用集積計画に対する意見決定について。事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第10号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件13件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は賃貸借の通年、1万4,551㎡、使用貸借の通年、9,042㎡、畑は賃貸借の通年、8,645㎡、合計3万2,238㎡です。貸し手は13戸、借り手は8戸でございます。設定期間は、田、2年、5年、10年、畑、5年、10年です。

5ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

総括表がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

何か質問、意見等ございますか。ありませんか。

なければ、承認と決したいと思います、よろしいですか。
（「異議なし」の声）
それでは、承認と決します。
続きまして、議案第11号農用地利用配分計画案に関する意見について。
事務局よりお願いいたします。

事務局 7ページをお開きください。
議案第11号農用地利用配分計画案に関する意見について。
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。
別紙記入事件6件です。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次・朗読説明）
以上、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、番号1番、〇の田の案件です。
担当委員さん、報告お願いいたします。

12番委員 12番、河合です。
3月5日に〇〇氏に会って、この内容が出ているのですけれども、これでいいですかと言ったら、このとおりでよろしく願いしますということでした。
ここの旧県道のところにある、うちのトラックに入る手前のところの田んぼばかりのところ、この土地も〇〇さんが借りる前は、ちょっと荒れかけたような状態になったんですが、何かの縁で〇〇さんであれば貸してもいいよという話で始まったそうです。
その後、何の問題もなくきれいにつくっていただいております。ですので、承認をいただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。
河合委員よりご説明いただきました。
この案件について質問、意見等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。ありませんか。
（「異議なし」の声）
なければ適当と決します。
続きまして、番号2番から6番まで、〇、〇の関係です。
担当委員さんの報告をお願いします。

15番委員 15番、原澤です。
3月6日に〇〇の〇〇さんのところに行って、お話を伺ってきましたが、やはりこれも従来借りていたものを公社を通して借り直すということで、何の支障もないということなので、依然と同じように、田んぼをやっていくということ何の問題もないと思います。
よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま原澤委員に報告いただきました。
今まで耕作していたところを中間管理機構を通して借り直すという案件です。
質問、意見等ございますか。なければ適当と決めます。よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
それでは適当と決めます。
以上をもちまして、議事は終了いたします。
続きまして、5番、協議事項・報告事項。
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局よりお願いいたします。

事務局 10ページをごらんください。
協議事項・報告事項(1)、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。
◇(議案書・番号1・朗読説明)
以上であります。

議長 報告をいただきました。
続きまして、(2) 制限除外の農地等異動通知書について。
事務局からお願いします。

事務局 11ページをごらんください。
協議事項・報告事項(2)、農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号による届出について報告いたします。
◇(議案書・番号1・朗読説明)
以上、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、(3) 形質変更届の届出について。
事務局からお願いします。

事務局 12ページをごらんください。
協議事項・報告事項(3)、形質変更届による届出について報告いたします。
◇(議案書・番号1・朗読説明)
以上となります。

議長 ありがとうございました。
続きまして、6番その他。何かありますか。
みなさんから何かありますか。
なければ、7番の閉会をお願いいたします。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

[午後2時05分]